

平成 29 年度における神奈川県地域職業訓練実施暫定計画

(求職者支援訓練)

平成 29 年 1 月 4 日

1 平成 29 年度上半期における求職者支援訓練の実施規模と分野

- ・ 本暫定計画は特定求職者等に対して平成 29 年 4 月以降も切れ目なく職業訓練の機会を提供するため、平成 29 年 9 月までの暫定として求職者支援訓練を順次認定するために必要な事項を定める。
- ・ 現在の雇用失業情勢は、着実に改善が進んでいる。平成 28 年度においては、そのような中で引き続き、非正規労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、必要な訓練機会を提供するため、訓練認定規模 2,460 人※を上限とすることを想定し、計画期間中は 1,472 人を上限とする。
 - ※予算政府案決定前の段階における暫定的な想定規模である。
- ・ 訓練内容としては、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）も設定するが、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を中心とする（求職者支援訓練の 69%）。
- ・ その際、成長分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。未就職のまま卒業することとなった新卒者やコミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。
- ・ 訓練認定規模は、以下のとおりとする。

	訓練認定規模
基礎コース	459 人
実践コース	1013 人
情報系	50 人
介護系	307 人
医療事務系	153 人
その他	460 人
分野共通枠	43 人

- 1) その他分野とは、デザイン、販売・営業・経理事務系、ビル管理、アロマ・エステ等
- 2) 分野共通枠は、実践コースの毎月の各分野認定規模の上限を超

えて認定申請がされる場合、越える申請部分を共通枠で認定するもの。

- ・ 上記のうち、新規参入枠は次のとおりとする。

	訓練認定規模
基礎コース	20%
実践コース	20%

注 申請対象期間の設定数を越える認定申請がある場合は、

- イ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから。
- ロ 実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。
※新規枠に必ず設定し、かつ、上に掲げた値を超えてはならないが、ある認定単位期間で実績枠に余剰人員が発生した場合は、枠の活用のために同一認定単位期間内で、新規枠へ振り替えることも可能とする。
- ハ 学卒未就職者及び生活困窮者などを対象とする職業訓練は、上記各訓練認定規模の内数として実施する。
- ニ 地域ニーズ枠の設定は、上記、各訓練認定規模の内数として実施し、県西地区を中心に公共職業訓練（離職者訓練）の訓練規模、分野及び時期などを踏まえて設定する。但し、訓練認定規模の10%以内とする。

- ・ 認定単位期間

神奈川県においては、訓練機会を均等に付与するため1か月単位として区分し認定する。

認定単位期間ごとの具体的な定員は、原則均等に振り分けることとするが、実践コースのうち認定上限規模が小さい情報系は3～4ヶ月ごとの認定とする。

なお、認定申請受付期間については、神奈川労働局のHP及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構神奈川職業訓練支援センターのHPで周知する。

2 計画期間

計画期間は、平成29年4月1日から平成29年9月30日までとする。

3 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。